

【凡例】 時とき・場場所・内内容・講講師・費費用（記載なしは無料）・対対象・  
 定定員・持持ち物・注注意事項・申申込み（記載なしは不要）・問問合せ



## 日本年金機構からお知らせが届きます 20歳になったら国民年金

国民年金は、やがて訪れる長い老後や、生活の安定を損なうような「万が一」の事態に備え、保険料を出し合い、お互いを支え合う制度です。20～60歳の人は、国民年金に加入することが法律で義務付けられています。

20歳になった人には、日本年金機構から、国民年金に加入したことをお知らせします。（仕事をしていて勤務先の厚生年金、共済年金に加入している人を除く。）

20歳になってからおおむね2週間以内に「基礎年金番号通知書」が同封された「国民年金加入のお知らせ」や保険料の納付免除・猶予制度と学生納付特例制度の申請書などが送付されます。

**注** 2週間程度経過しても「国民年金加入のお知らせ」などが届かない場合は、国民年金加入手続きが必要なため、市役所または日本年金機構三島年金事務所で手続きをしてください。

■ 次の①②に該当する人は、国民年金第1号被保険者として加入する必要はありません。

① 20歳直前で海外出国した人

→ 「国民年金加入のお知らせ」が届いた人は、日本年金機構三島年金事務所へご連絡ください。

② 20歳になったときに、配偶者（厚生年金・共済年金に加入している人）の扶養となっている人

→ 配偶者の勤務先へ連絡し、国民年金第3号被保険者の手続きをしてください。

■ 基礎年金番号通知書について

令和4年4月以降に新たに年金制度に加入した人には、従来の年金手帳に代わり「基礎年金番号通知書」が発行されます。（年金手帳の紛失などの再発行も含む。）

問 日本年金機構三島年金事務所 ☎ 973・1166

問 保険年金課 ☎ 983・2606



## 災害時にご自分の力で避難できますか？

ひなんこうどうようしえんしゃ

## 「避難行動要支援者」名簿の登録調査にご協力を

市は、災害時に自力で避難することが困難で、家族による支援を受けることができず、家族以外の第三者による避難支援を必要とする人（避難行動要支援者）の名簿の整備を進めています。

名簿は要支援者の安否確認、避難誘導などの支援体制づくりに活用されます。災害時には近隣住民の助け合いが最も有効です。名簿の整備にご協力をお願いします。

対象（在宅で生活し①～⑦のいずれかに該当する人）

① 要介護認定3～5 ② 身体障害者手帳1～2級 ③ 精神障害保健福祉手帳1～2級 ④ 療育手帳A判定 ⑤ 難病患者 ⑥ 80歳以上の一人暮らしまたは80歳以上のみの世帯 ⑦ 自治会が支援の必要ありと認めている  
**名簿記載内容** 氏名、生年月日、住所、性別、電話番号、自治会・町内会名、組・班、避難支援を必要とする理由

**提供先** 地元自治会・町内会、自主防災組織、地域の

民生委員、避難支援者（隣近所で支援する人）などへ平常時から名簿（同意した人のみ掲載）を提供

■ 名簿への掲載に同意を

対象者のうち現在、同意していない人には1月末から同意確認の通知を送付しますので、ご回答ください。

■ 災害に備えて

▶ 要支援者は名簿に掲載されたことにより災害時に必ず助けてもらえるというものではありません。

▶ 避難支援を行う人は、避難支援を行うことに法的な責任や義務はありません。できる範囲で活動します。

▶ 災害対策基本法が改正され、要支援者ごとに「避難支援を行う人」や「避難先」などの情報を記載した「個別避難計画」の作成が市の努力義務とされました。

問 福祉総務課 ☎ 983・2610

※新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るため、掲載した事業を中止・延期  
または内容変更する場合があります。(最新情報は市ホームページでご確認ください。)

情報

ひとりで悩まず、早めの相談！

「市民法律相談」「相続・登記相談」「市民不動産相談」をご利用ください

無料相談で、専門家と一緒に自分の抱える問題を解決しませんか。相談者の秘密は厳守しますので、お気軽にご相談ください。完全予約制ですので事前の連絡をお願いします。

弁護士による法律相談

時原則第1 火曜、第2水曜、第3木曜、最終水曜日  
午前10時～午後4時

因金銭貸借、借地借家の契約、相続、離婚、損害賠償の請求など、民事全般に関する相談

相談時間 1組20分

司法書士による相続・登記相談

時原則第1・第3水曜日午後1時～4時

因相続の手続き全般をはじめ、土地の贈与や売買など不動産の登記手続きについての相談

相談時間 1組20分

県宅地建物取引業協会による不動産相談

時原則第1 水曜日午後1時～4時

因不動産の売買、賃貸借契約、業者とのトラブル、借地借家などに関する相談

相談時間 1組30分

共通事項

場市民生活相談センター（市役所本館1階）

注▶同一案件は1回限り

▶営利企業などの活動に伴って生じる問題（事業活動など）に関する相談は不可

▶相談日は変動することがあります。市ホームページまたは市民カレンダーでご確認ください。

用・問各相談日の2週間前から（先着順）

市民生活相談センター ☎ 983・2621

情報

三島市駅伝大会開催における

長伏公園付近の交通規制・観戦のお知らせ（1月8日）

交通規制について

三島市駅伝大会当日、コース周辺およびコース上で交通規制が実施されます。迂回などご協力をお願いします。

時1月8日(日) 午前10時30分スタート

全面通行止め区間 午前10時～午後1時

コース 長伏公園前⇄狩野川河川敷（周回コース）

観戦希望の人へ

一般向けの駐車場はございませんのでご了承ください。感染状況によっては、無観客とする場合があります。来場前に必ずホームページを確認してからお越しください。

問スポーツ推進課 ☎ 987・7571



▲詳細はこちら

